

タイ国 総合農業協同組合
規 約

(訳文)

昭和43年 9 月

海外技術協力事業団
開発技術協力室

122

826

KH

JICA LIBRARY



1050443[9]

国際協力事業団	
受入 月日 84. 4. 23	122
登録No. 03843	81.6
	KH

規 約

《 名 称 》 有限責任協同組合（註 1）

名称，所在地，地域

第 1 条 この組合は仏暦 2471 年（西暦 1928 年）協同組合法によって，名称，所在地，地域を次のように登録する。

名称……………有限責任協同組合

所在地…………… 村

…………… 郡

…………… 県

地 域…………… 県

組合は総会の決議と組合登録官の承認によって，地域を拡大することが出来る。

目 的

第 2 条 この組合は農業生産物の生産増加と組合員の所得向上のために，組合員の相互協（註 1）特別の必要のない限り，以下単に組合と記述する。力による事業の実施を指導奨励し，組合員の経済的社会的地位を向上し，さらにすべての組合員に農業に関する知識を普及することを目的とする。

第 3 条 第 2 条の目的を遂行するために，次に掲げる事業を実施する。

(1) 金融，信用供与，貯蓄奨励に関する業務を行うこと。

(2) 組合員が生産および消費に必要な商品に関する業務を行うこと。

(3) 生産物を有利な価格で販売するための経営。

(4) 組合員の経済的利益のために加工や工業をおこすこと。

(5) 組合員の生産物を保管する場所や機材を準備すること。

(6) 入植地組合（ニコム），賦払式土地購入組合，小作人組合の形式によって，土地への立入占有，住宅の建設準備および組合員の土地所有権の取得をはかること。

- (7) 農業用地の準備および改良，灌漑の便宜，灌漑設備の維持等にかゝる業務を行うこと。
- (8) 農業機械および道具の便宜または取得をはかること。
- (9) 家内工業の便宜または設立をはかること。
- (10) 研修，農業経営および技術の普及，その他地方住民の文化と生活水準を向上させるに必要な便宜をはかること。
- (11) 農業生産物の生産される場所または村から国道に商品を運送するために，輸送道路の建設をはかること。
- (12) 組合の利益のために，所有，占有，建設，売買，交換，譲渡，貸借，賦払式購入，質入，抵当等にかゝる各種の仕事を行うこと。
- (13) これらの目的に従って事業を行なうために資金を調達し，組合およびまたは組合員に利益または成果をもたらすために必要なその他の仕事を行うこと。
- (14) 相互援助のため他の組合と協力すること。
- (15) 当局と協力して経済開発につとめること。

組 合 員

第 4 条 組合員とは

- (1) 組合設立登録申請書に署名した者。
- (2) 規約に従って組合員として選ばれた者。

第 5 条 組合員は次の資格を必要とする。

- (1) 農民であり，組合の事業を行う地域に住居を建設している者。
- (2) 満 20 才以上でタイ国籍を有する者。
- (3) 法律により能力者であること。
- (4) 過度の負債を負わない者。
- (5) 品行方正なる者。

第 6 条 組合員の選衡，規約に従って組合員として選ばれたい者は，執行委員会に所定の志願書を提出しなければならない。

志願者は既にあるかまたは新たに設立されるグループのうち、周辺地域にあり同様の農業を行っているものを選んで所属しなければならない。前段に掲げた志願書はグループ会議（組合員グループまたは組合員志願者グループ）で審議を受けるため、そのグループの議長に提出しなければならない。

グループ会議（組合員グループまたは組合員志願者グループ）が、第5条に従って志願者の資格審査を行い、出席組合員の3分の2以上の多数決で適切と認めるとき、執行委員会はその志願者の審議を引受ける。

執行委員会が審査の結果、グループ会議の確認した志願者が第5条に定める資格を有し、組合の規約を理解すると判断したときは、その者を組合員として確認を与えたグループに所属させ、次の年次総会に新組合員の加入を報告する。

組合は、新入組合員の加入について、当該グループの議長に、グループ会議に対してすみやかに報告させる。

第7条 組合加入者は1人、10パーツの入会金を支払わなければならない。この入会金は組合の収入とし、返還することはできない。ただし、総会が入会金の免除を適当と認め、組合監督官の承認を得た特別の場合はこの限りではない。

第8条 組合員としての権利の取得と規約の遵守。組合加入者は組合員登録簿に署名し、入会金を支払いかつ第18条に定める株取得の申請書を提出しなければならない。これらを完了したとき、その者は組合員としての権利を有す。

組合員は規約の各条項を遵守しなければならない。

退 会

第9条 組合員は次の各項のいずれかに該当する場合は退会しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 無能力者または心神耗弱者になったとき。
- (3) 退脱したとき。
- (4) 除名されたとき。

(5) 第5条に定める組合員資格を失ったとき。

(6) 自己が所有する株のすべてを譲渡したとき。

借入、借入れの保証人、その他組合に対して負債のない組合員、またはその他の組合に対する負債を清算した組合員は、執行委員会に書類で希望を提出し、組合から脱退することができる。執行委員会が審議の結果、規約に適しているものと認め、かつ許可を与える場合は組合から脱会したものとする。

第10条 組合員は次の各項のいずれかに該当する場合は除名される。

(1) 各種の手数料、維持費、貸借料、サービス料、その他の料金を定められた期間内に納入しないとき。

(2) 総会の定めに従って自己の占有する土地を適当な理由なく利用しないか、または管理しないとき。

(3) 組合の共同利益の仕事に奉仕しないとき。

(4) 借入金、または組合に返済すべきその他の負債を契約に定められた期間内に返済しないとき。

(5) 執行委員会が適当と認めない理由によって、借入金を契約に定められた目的と異なるものに用いたとき。

(6) 契約によって借入金の担保として定めた農産物、生産物、その他の物件を組合に提出しないとき。

(7) 破産宣告を受けたとき、または過度の負債があることが判明したとき。

(8) 確定判決により禁固刑を受けたとき、ただし、軽犯罪、または過失による罪の場合はこの限りではない。

(9) 規約、規則、または自己の所属するグループ会議の決議に対する違反、敵対行為、不正、組合もしくはグループの利益と名誉を傷つける一切の行為をなすとき。

執行委員の審議により、組合員が上記の条項に該当する場合は、総委員の3分の2以上の多数の議決によって、その組合員を除名する。

第11条 理由の如何を問わず組合員が組合から脱会したときは、執行委員会では組合員登録名簿から組合員名を削除し、次の年次総会に報告しなければなら

ない。特に除名の場合は、理由を説明しなければならない。

組合は脱会組合員について、当該グループ議長にグループ会議に対してすみやかに報告させる。

第 12 条 脱会組合員は理由の如何を問わず、組合に対して直接責任のある負債を有する場合は、直ちに返済しなければならない。この場合、組合は上記の負債の返済のために、組合が組合員に対して支払わなければならない金から差引く権限を有す。

組合の負債に対する責任

第 13 条 組合員は組合の負債に対し自己の所有する株価額を限度とする責任を有す。

第 14 条 組合を脱会した組合員は、脱会の日から 2 年間、組合の有する負債に対して責任を負わねはならない。この責任は脱会の時に所有した株価額を限度とする。

資 金

第 15 条 組合は次の方法により資金を調達する。

- (1) 株の発行。
- (2) 預金の受入れ及び借入金。
- (3) 積立金及び第 69、70 条に定めるその他の資金。
- (4) 補助金、寄付金。

第 16 条 組合は組合員が自己資金で事業を行いうるまで、組合員の出資金を増加させる計画を定めなければならない。

株

第 17 条 組合は無制限に株を発行することができる。株価格は 1 株 100 パーツとし、組合員のみ組合の株を所有することができる。

第 18 条 各組合員は組合員登録名簿に署名する日に、払込みを完了した株を少なくとも 1 株所有し、組合の定める規則に従って株所有数を増加しなければならない。

第 19 条 株の払込みについては、次のように定めることができる。

(1) 一括払い、または収穫期毎の分割払い。

(2) 借入れ毎に借入金の 5% の払込み。

(3) 規約の定める配当金、返還金からの払込み。

(2)、(3) に定める払込は、所有する株価額に達するまで毎度行わなければならない。

執行委員会が定める期日以内に株の払込を行わない組合員は、払込みが完了する日まで、払込みすべき株数に応じて、年 12% の料金を支払わなければならない。ただし、執行委員会が審議の結果、支払延期が必要止むを得ざるものと認めるときはこの限りではない。

第 20 条 組合は組合員が払込みを完了したとき、所有者の名前を記入した一株もしくは数株の株券を発行する。

株券が紛失したとき、または汚損して使用に耐えないときは、組合は一枚につき 2 パーツの手数料を徴収し新規に発行する。

第 21 条 除名以外の理由により組合員が組合から脱会する場合、組合は組合員または相続人、または後見人の株を回収する。ただし、組合は組合員が退会してから 2 年間、または土地の譲渡を受けた者を組合員として加入させるまで、株代金の返還を延期する権利を保留できる。

除名によって組合員が脱会する場合、脱会の日より 3 カ月経過するも、退会組合員が同一組合内の組合員または執行委員会が組合員として加入を認めた

志願者に株を譲渡できないときは、組合はその組合員の株を公開して売却し、その組合員が組合に対して有する負債を相殺する。この場合、もし残額があればその組合員に返還する。

第 22 条 組合員は組合員である限り、自己の所有する株を他人に譲渡することはできない。

組合員が理由の如何を問わず、組合を脱会せねばならない場合、組合はあらかじめその者の所有する株を他の組合員または新たに組合員として加入せんとする者に対して譲渡の特権を行う。適当な期間内に譲受入を定めることができない場合、組合は一時その株を譲受することができない。

株の譲渡は所定の方式に従い文書で行い、譲渡人、譲受人、証人の署名を必要とする。執行委員会が譲渡を適切と認め、一件につき 5 パーツの譲渡手数料を支払い、譲渡の登録を完了したとき、その株の譲渡を有効とする。

株譲渡の登録は次に定める条件を必要とする。

(1) 同一組合内の組合員、または執行委員会が組合員として加入することを認めた志願者への譲渡であること。

(2) 譲渡される株は払込みを完了したものであること。

第 23 条 株の譲^受渡と組合員への株代金の返還は第 69 条に従って積立てられた株譲受資金より行なう。この場合、組合は譲受した株を遅滞なく売却するものとする。

預金受入れと借入金

第 24 条 組合は総会または設立総会において毎年定める枠内において、預金受入れと借入れを行うことができる。この枠はあらかじめ組合登録官の許可を受けなければならない。

総会がいまだ枠を定めないか、あるいは組合登録官がいまだ許可を与えない年は前年の枠を適用する。

第 25 条 組合は組合の規則に従って、組合員から数種の預金を受入れること

ができる。

第 26 条 組合は執行委員会の認めるところにより、資金として用いるために借入れすることができる。

貸 付 金

第 27 条 組合の貸付は組合員に限定する。貸付審査委員会は組合が定め組合監督官の承認を得た規則に従い、貸付の審査を行う権限を有する。

第 28 条 貸付を受けた組合員は組合の規則に従わなければならない。

購売事業とサービス

第 29 条 組合は組合員があらかじめ組合に提出した要望にもとづき、農業およびその他組合員の必要とする物資の販売、サービスの供与を行う。これらはいずれも組合の定める規則に従う。

共同利用のための農業用機材の提供

第 30 条 組合は組合員の共同利用のために、農業生産、農産物加工、家内工業に関する農業用機材を備えることができる。

執行委員会は組合員の共同利用の機材に関し、組合の規則に各種の規定を定めることができる。

この項に関する事業の開始、拡大、これに関する規則の作成はあらかじめ組合登録官の承認を得なければならない。

農産物の保管と販売

第 31 条 組合は危険回避と險約のために、組合員の共同の農産物保管の設備を作ること、および、組合員の生産物を有利な価格で販売するための事業を行うことができる。

執行委員会は組合登録官の承認を得て、この件に関する規則を作る権限を有す。

農 業 の 奨 励

第 32 条 組合は土地、用水の開発、及び農業に関係する各官庁の係官の協力を得て、組合員の土地改良、農業生産に関する新しい農業の方法を普及奨励する。

上記の係官は組合及び組合員の開発事業に対して、組合の職責として立入監督することができる。組合員は協力しかつ係官の助言に従って実行せねばならない。

土地への立入占有と所有権の設定

第 33 条 組合は委任された土地を占有し、所有権を取得させるために組合員または組合員として加入の希望を提出している者へ分配し、土地の適切な利用を行わすことができる。これらは組合の定める規則に従う。

組 合 員 グ ル ー プ

第 34 条 すべての組合員は周辺地域に居住し、同様の農業またはサービスを営んでいる組合員を集めて設立されたグループの一つに所属しなければならない。

組合員は自己の所属するグループ会議に届出し、かつ新たに加入しようとするグループの会議で出席組合員の 3 分の 2 以上の多数により議決される場合に限る。そのグループから周辺地域にあり、同様の農業またはサービスを営む他のグループへ移動することができる。これら 2 つのグループ会議はこの移動をすみやかに組合に報告する。

第 35 条 グループの議長、または書記はグループに所属するすべての組合員をグループ会議に招集する。グループ会議は必要に応じて開催する。執行委員、組合係官、組合監督官、または組合監督官から委任を受けた者はグループ会議を招集することができる。

各グループに所属する組合員は自己の所属するグループ会議に、招集がある毎に全員一致して参加する義務を有す。

組合員が同一組合内の他のグループ内に土地を所有するか、またはそこでサ

ービスを受けているときは、そのグループの会議に出席し、意見を述べる
ことができる。ただし、投票権はない。

グループ会議はグループの総組合員の3分の2以上が出席すれば成立する。

グループ会議が定足数に達しないときは、14日以内に新たに会議を招集する。
この場合定足数に達しなくとも会議は成立したものとする。

グループ会議の決議はそのグループのすべての組合員を拘束する。

第36条 グループ会議の決定事項、グループ活動は証拠として記録にとどめ
グループ議長とグループ委員の一人の署名を行う、その決定事項はそのグルー
プのすべての組合員を拘束する。

同一組合内の他のグループに所賦する組合員も、土地改良を受ける土地があ
るグループの決定事項や規則に従わなければならない。

会議、会議の運営、方法は必要の変更を加えて組合総会と同様に行う。

グループ会議は必要に応じて開催するほか、組合総会において審議する議題
の検討のために、総会の前に開催しなければならない。

第37条 グループ会議は組合総会または執行委員会に意見を提出するため、
自己のグループに関するすべての問題と事業を審議する義務を有す。

グループ会議はグループの利益または組合の計画、決議、政策に沿って実施
するため、組合員の実施すべき方法や義務を定め、組合員の相互協力を指示する
ことができる。組合員は協力し、きびしく、これを実施しなければならない。

第38条 グループ会議は互選によりグループ委員会を作る。委員会は議長1
人、副議長1人、必要により会計1人を含む3人以上9人以内の委員により構
成される。必要の変更を加え、組合実行委員会の選出と同様の基準、方法によ
って総会に報告する。

第39条 グループ委員会は次に掲げる義務を有す。

- (1) 他のグループおよび組合執行委員と業務の調整を代行する。
- (2) 当該グループで組合の業務を実施する際に、執行委員会の代理者となり、

執行委員会の委任した仕事を行う。

(3) 組合の事業に関して、総会に意見を提出、または自己のグループ内のサービス、生活、その他に関して組合に援助を願出る。

(4) グループを監督し、組合及びグループの規則、決議に従って実施する仕事を管理する。

(5) 組合の事業の実施にあたって、組合支配人または組合職員をはじめ、検査やその他組合員の生活改善に関する仕事を行う政府の係官に協力する。

総 会

第 40 条 執行委員会は必要に応じてすべての組合員を総会に招集する。ただし、少なくとも一年に一回は総会を開催せねばならない。最初の総会は組合の登録日より 2 カ月以内に開催せねばならない。

50 人以上の組合員が署名を行い総会の開催を要求するときは、執行委員会はすみやかに総会を招集しなければならない。この要求書には総会開催要求の目的を明記しなければならない。

すべての組合員は常に総会に出席する権利を有す。

第 41 条 総会開催の場合、組合は議長または副議長または書記の署名を行った文書によって、日時、場所、議題を少なくとも 10 日前に、すべての組合員に連絡せねばならない。

第 42 条 総会は総組合員の半数以上、または 100 人以上でグループ委員がグループ毎に少なくとも 1 人出席すれば成立する。

総会が定足数に達しないとき、その総会が組合員の要求したものである場合は中止し、その他の理由によって招集された総会の場合は 14 日以内に再び招集する。この場合、定足数に達しなくても総会は成立したものとみなす。

委員会議長及び副議長が総会の議長及び副議長を行う。委員会議長及び副議長が義務を遂行しないときは、実行委員の中から一人選出し、その総会に限り議長の義務をとらせることができる。

第 43 条 総会は次に掲げる組合の事業のすべての事項を審議する権限を有す。

- (1) 組合員から総会の議長を選出し会議を運営させる。ただし、総会の議長は可否同数により決定を下す場合をのぞいて、議決に加わることはできない。
- (2) 組合の執行委員の任命及び解任。
- (3) 組合のグループ分割の審議と決定及び組合員のグループ間の移動の承認。
- (4) 組合の実施計画の審議。
- (5) 組合の年間の預金受入れ及び借入金の枠の決定。
- (6) 規則、方法、その他組合員が組合に納入すべき維持費、水利費、サービス料、貸借料、手数料、科料等の審議及び承認。
- (7) 予算、執行委員会の年次報告書、前年度の支出、負債、資産、利益、赤字等の審議。
- (8) 利益の配分。
- (9) 組合職員、執行委員、貸付審査委員、組合顧問、グループ委員の賞与の審議。
- (10) 組合委員の手当の決定。
- (11) 組合登録官、会計検査官、組合検査官または監督官の記録を討議、実行し、組合の目的に従って、すべての組合員を援助すべき事項を決定すること。
- (12) 新組合員及び脱会者の報告を受けること。

執行委員会

第 44 条 総会は毎年組合員から執行委員を選出し委員会を作る。執行委員の数は5人以上で15人を越えない。

執行委員会は互選により議長1人、書記1人、必要により副議長1人を選出し総会に報告する。

執行委員は再選できる。

総会により解任されたことのある者は委員として選出することはできない。

新執行委員会の選出までは、これまでの委員会がその任にあたる。

第 45 条 組合の登録の際は登録申請書に記名した者のすべてを、設立総会が執行委員を選出するまでの間、暫定執行委員会とする。

第 46 条 委員は次の各項のいずれかに該当する場合は辞職しなければならない。

- (1) 任期が終了したとき。
- (2) 執行委員会に文書で辞任を申出たとき。
- (3) 組合員の資格を失ったとき。
- (4) 当該組合の職員になったとき。
- (5) 総会が委員または委員会の辞任を決議したとき。

第 47 条 執行委員会は欠員が生じても補充選挙を行う総会までは業務を行うことができる。ただし、欠員により委員の数が定足数を割る時は、執行委員会は欠員補充のためにすみやかに総会を招集することのほか、業務を行うことはできない。補充選挙により選出された委員の任期は辞任委員の任期に限る。

第 48 条 執行委員会は必要に応じて会議を開催する。ただし、少なくとも 3 カ月に 1 回は、事業調査のために会議を開催せねばならない。

議長または副議長または書記が会議を招集できる。

執行委員会は総委員の半数以上が出席すれば成立する。

委員会議長または副議長を会議の議長とする。議長または副議長が義務を遂行できないときは委員の中から 1 人を選出し、その会議に限り議長の義務をとらせることができる。

第 49 条 執行委員会は組合の規約と総会の決議に従い、組合の利益のために、次に掲げるすべての事項を運営していく権限を有す。

- (1) 第 3 条に掲げる組合の事業を実施する。
- (2) 組合員の加入及び脱会に関する審議、手数料、維持費、株の発行、株の払込、脱会時の負債の返済等を組合員から徴収する。
- (3) 総会に提出するために、組合の実施計画の立案、収入、支出、投資の概算、徴収すべき貸借料、その他サービス料金を決定すること。
- (4) 学識経験者を組合顧問として招聘すること。
- (5) 総会の招集。

- (6) 組合の支配人、職員の選衡を行い雇用すること。
- (7) 組合の目的に沿って事業を遂行するため、組合の規則を定めること。
- (8) 予算、年次報告を作成し総会に提出すること。
- (9) 利益の配分を審議し総会の決定に従って利益を分配すること。
- (10) 組合の資金を預金し増額すること。
- (11) 会計簿記その他の記録の作成及び正確な記入、収入、支出、資金の使途の検査、会計に関する書類の保管。
- (12) 組合事業の利益のために、組合員に対して研修を行い、新しい事実を教えること。
- (13) 組合が株を所有するその他の機関または組合が組合員であるその他の組合の総会に出席し、議決に加わるために代表者を選出すること。
- (14) 組合の事業に関する告訴、抗辯、訴訟、示談、仲裁等を行うこと。
- (15) 近くの組合と共同事業を行うこと。
- (16) その他組合の繁栄のために適切な事業を行うこと。

貸付審査委員会

第 50 条 執行委員会は委員の中から少くとも 3 人以上を貸付審査委員として選出し、互選により議長 1 人を選出させる。

第 51 条 貸付審査委員は執行委員を辞任しなければならない。執行委員会は貸付審査委員の一人もしくは全員を解任または委任している権限の一部もしくは全部を必要に応じていつでも剥脱できる。

第 52 条 貸付審査委員会は必要に応じて会議を開催する。貸付審査委員会議長が会議を招集する。

貸付審査委員会は委員の総数の 2 分の 1 以上が出席すれば成立する。

貸付審査委員会議長が会議の議長を行う。

貸付審査委員会議長が義務を遂行出来ないときは委員の中から 1 人を選出し、その会議に限り議長の義務をとらせることができる。

第 53 条 貸付審査委員会は組合の定める規則と執行委員会の委任に従い、組合員に対する貸付金を審査する権限を有す。

組合員に対する貸付金は貸付審査委員会における満場一致の決議を必要とする。

組 合 顧 問

第 54 条 組合は効果的な実行計画を立案し、実施するため、学識経験者の一人または数人を顧問として招聘することを審議する。

第 55 条 組合顧問は次に掲げる義務を有す。

- (1) 組合の原則と方法、規則、実施方法、組合の事業に関して助言を与えること。
- (2) 組合に対して秀れた農業の方法を助言し普及すること。
- (3) 土地改良、水及び土地の管理に関して助言並びに意見を述べること。
- (4) 灌漑、水路、堤防に関して助言すること。
- (5) 販売、購入に関して助言すること。
- (6) 地方行政体との協力を始めとして各種の事業の調整に関し助言すること。
- (7) 法律面における各種の問題に関して組合に助言すること。

第 56 条 組合顧問は総会、グループ会議、執行委員会に、その会議の招待を受けて出席することが出来る。

投 票 と 議 決

第 57 条 総会、執行委員会では一人一票の議決権を有し、代理投票はできない。

会議の議事に特別の利害関係のある者はその議事に関して議決に加わることは出来ない。

第 58 条 会議の議事は、この規約に特別の定めのある場合を除いて、(出

席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 59 条 総会、執行委員会は各々その会議の議事録を証拠として保存しなければならない。議長及び会議に出席した委員一人の保証署名を必要とする。

職 員

第 60 条 執行委員会は日給、報酬金、雇用及び解雇に関する規則職員の業務等を定め、知識、能力に秀れ、品行方正で職務に適した者を選衡し、支配人 1 人、会計 1 人、その他必要な職員を採用する。

雇用は証拠書類として、職名、職務内容を記入した雇用契約書を作成しなければならない。執行委員会はその職種に適当な保証を要求する。

第 61 条 支配人は規約と委員会の命令に従い、次に掲げる組合の日常的業務全般にわたって管理する権限を有す。

(1) 組合の全職員に対する指揮者で職員の業務、服務に関する適切な規則を作成し委員会に報告する。

(2) 組合員の入会、退会、入会金、維持費、株代金の徴収、株の発行、脱会組合員の負債の清算、株の譲渡、株の回収、名簿からの削除等に関する業務を行うこと。

(3) 会議出席者名簿の作成、会議招集の準備、議事録、会議に関するその他の便宜等、総会、執行委員会開催に関する各種の準備を行うこと。

(4) 各種報告、業務報告要旨、執行委員会への提出事項等業務遂行にあたって執行委員会に対して便宜をはかること。

(5) 預金の受入れ及び払出し。

(6) 組合業務遂行上の往復文書に関する業務。

(7) 帳簿及びその他の記録を責任を持って正確に記帳すること。

(8) 組合の収入、支出のすべてを検査し、会計に関するすべての証拠書類、記録を完全に保管すること。

(9) 執行委員会が許可した範囲内で組合の現金を保管し、残額を執行委員会の決定に従って預金すること。

- (10) 組合の公印及び重要書類を保管すること。
- (11) 事務所、建物、道具、資材、その他組合が管理する農産物または商品等の検査、管理の責任をとること。
- (12) 組合の事業を規則及び規定に従って実施すること。
- (13) 執行委員会に対して3カ月毎に組合の事業報告を行うこと。
- (14) 執行委員会から委任された仕事を成功させるために必要なその他の業務を行うこと。

以上の義務を遂行するにあたり、支配人は組合の規約、規則に従わなければならない。規約、規則、命令がない場合も、組合に利益をもたらすに適したことを行わなければならない。

第 62 条 支配人が不在または業務を遂行出来ない場合は、副支配人または会計（副支配人がない場合）に支配人の代理として業務を委任することができる。この委任は文書をもって行う。

第 63 条 支配人の交代の場合、執行委員会に業務を引渡す前に、帳簿、会計、組合のすべての資材、支配人の保管責任である農産物、その他の商品等の検査を厳重に行わなければならない。

組合を代表する署名

第 64 条 委員会議長または副議長は組合の代表者としてすべての文書に署名を行う。組合が規則によって署名の権限を別に定めるときはその規則に従う。支配人または会計係は委任された職務に従って組合を代表し署名する権限を有す。ただし、次の場合はこの限りではない。

(1) 株券、1万パーツ以上の支払小切手、借入契約書、借入金の引出、その他（組合の政策に関すること、または組合に影響を及ぼす恐れのあること、または組合に1万パーツ以上の金銭上の責任を負わすことで組合の外部者と取りかわす各種の取決め。）

これらは委員会議長または副議長及び支配人または会計の3人の署名を必要とする。

(2) 1万パーツ以下の支払小切手、その他の譲渡証書、領収書、返済証書を

含むその他の書類は議長、副議長、支配人、会計係のいずれか一人の署名を行う。

株券、預金引出、組合の借入契約書には組合の公印を必要とする。

組合の規則

第 65 条 執行委員会はこの規約の目的に従って業務を遂行するために、次に掲げる規則を定める。

- (1) 貸付金に関する規則。
- (2) 預金に関する規則。
- (3) 株の所有及び株代金払込みに関する規則。
- (4) 組合員のための商品購入に関する規則。
- (5) 農業用機械使用、使用サービス、その他機械の修理に関する規則。
- (6) 農産物集荷、運送、加工、販売に関する規則。
- (7) 土地改良、開墾、灌漑水路の設置に関する規則。
- (8) 土地の占有、所有に関する規則。
- (9) 奨励、サービスに関する規則。
- (10) 組合の職員に関する規則。
- (11) 組合代表者の署名に関する規則。

以上の各規則は組合登録官の同意を必要とする。(1)については総会の承認を必要とする。

貸借対照表

第 66 条 組合の会計年度末は 3 月 31 日とする。

第 67 条 会計年度末に組合は、会計検査官による検査のために、組合登録官の定める方式に従って、貸借対照表、その他の簿記を作成しなければならない。

第 68 条 執行委員会は会計検査官の保証した貸借対照表を適当な時期に総会に提出し、審議の上承認を受ける。

貸借対照表の提出に際して、執行委員会は年次報告書を総会に提出する。

